

経済産業省

20260407貿局第1号
輸出注意事項2026第9号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年4月17日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年6月17日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後			現行		
別紙第1 1～4（略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。）			別紙第1 1～4（略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。）		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(36)（略）	(略)	(略)	(1)～(36)（略）	(略)	(略)
<u>(37) ペルフルオロ（ヘキサノール）スルホン酸</u> 関連物質であつて、 <u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第37号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和8年厚生労働省、経済産業省、環境省令第3号）に規定するもの</u>		○	(新設)		(新設)
(38)～(40)（略）	(略)	(略)	(37)～(39)（略）	(略)	(略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現 行		
[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表			[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
20～35	(略)	(略)	20～35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	PFH _x S若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 金属の加工に使用するエッチング剤 ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質 PFH _x S若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 金属の加工に使用するエッチング剤 ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤	

	<p>⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p>			<p>⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p>	
	<p><u>ペルフルオロ（ヘキサフルオロ）関連物質とは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第37号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和8年厚生労働省、経済産業省、環境省令第3号）に規定するものをいう。</u></p>			<p>(新設)</p>	
	<p><u>ペルフルオロ（ヘキサフルオロ）関連物質が使用されている以下の製品を含む。</u></p> <p>① <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</u></p> <p>② <u>金属の加工に使用するエッチング剤</u></p> <p>③ <u>半導体の製造に使用するエッチング剤</u></p> <p>④ <u>メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤</u></p> <p>⑤ <u>半導体の製造に使用する反射防止剤</u></p> <p>⑥ <u>半導体用のレジスト</u></p> <p>⑦ <u>はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤</u></p> <p>⑧ <u>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</u></p>			<p>(新設)</p>	

		<p>⑨ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u></p> <p>⑩ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u></p>					
		<p>UV-328が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 潤滑油</p> <p>② 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 塗料及びワニス</p> <p>④ 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料</p>				<p>UV-328が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 潤滑油</p> <p>② 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 塗料及びワニス</p> <p>④ 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料</p>	
		(略)				(略)	
35の4～43	(略)	(略)		35の4～43	(略)	(略)	